

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第1節 災害廃棄物処理対応の基盤づくり

本町の災害廃棄物処理の時系列的な対応フローと担当班を表4.1.1に示します。

表4.1.1 本町の災害廃棄物処理の時系列的な対応フローと担当班

担当班	行動	初動期 （～数日間）	応急対応期 （～3か月程度）	復旧・復興期 （～3年程度）
本部	災害廃棄物対策本部の設置			
事務局	被災情報の収集、国・関係機関との緊急連絡調整			
まちづくり建設班 環境資源班	町内災害廃棄物発生量の推計			
事務局	町内処理体制の構築（協議・調整）			
プロジェクトチーム	災害廃棄物処理実行計画の作成			
まちづくり建設班	一次仮置場の指定（被災市町村内を想定）			
まちづくり建設班	災害廃棄物の撤去、一次仮置場への搬入			
まちづくり建設班	二次仮置場の指定・整備（広域処理を想定）			
まちづくり建設班	災害廃棄物の処理			
まちづくり建設班	一次・二次仮置場の現状復旧			
環境資源班	避難所仮設トイレ配備、ごみ収集ルートの設定			
環境資源班	避難所（仮設住宅）ごみ・し尿の処理実施			
プロジェクトチーム	被災家屋解体工事の計画・進行管理			

県実施（市町村連携・協働）

市町村実施（事務委託による県実施含む）

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（埼玉県 平成29年3月）参考

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第1節 災害廃棄物処理対応の基盤づくり

1. 庁内体制の整備

庁内体制の整備を表4.1.2に示します。

表4.1.2 庁内体制の整備

時期	行動	担当班
初動期	・発災後における被災状況の把握に努めます。 ・関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための庁内体制を構築します。	事務局 税務班 総務班 PT 総務調整担当
応急対応期	・本計画に基づき、必要な人員を確保しつつ、組織体制、指揮命令系統を構築します。本計画に基づく組織体制を構築できない場合は、庁内での応援や他の地方公共団体からの人的・物的支援を考慮した段階的な体制構築を検討します。また支援終了時期についてもあらかじめ想定し、支援終了以降も庁内で組織体制を構築できるよう庁内関係部局と調整します。 ・災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、責任者の交代要員を確保します。	総務班 PT 総務調整担当
災害復旧・復興期	・災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、組織体制の役割分担の見直しを行います。 ・職員のメンタルケア・ストレス回避策を講じます。また、交代要員を準備しローテーションを検討します。	総務班 PT 総務調整担当

※担当班欄の「PT」＝災害廃棄物対策プロジェクトチーム

2. 被害状況の把握・集約

被害状況の把握・集約を表4.1.3に示します。

表4.1.3 被害状況の把握・集約

時期	行動	担当班
初動期	・人命救助を優先しつつ、次の事項について優先順位をつけて情報収集します。 ①被災状況（ライフラインの被害状況、避難箇所と避難者数及び仮設トイレの必要基数、一般廃棄物等処理施設の被害状況、自区域内の産業廃棄物等処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況） ②収集運搬体制に関する情報（道路情報、収集運搬車両の状況） ③全半壊の被災家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する被災家屋数 ④水害の浸水範囲（床上、床下戸数） ・上記の情報を県に報告します	事務局 環境資源班
応急対応期	※初動期と同じ	事務局 環境資源班
災害復旧・復興期	・電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続します。 ・同様に県への報告を継続します。	事務局

3. 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

災害等廃棄物処理事業の取扱いについて表4.1.4に示します。

表4.1.4 災害等廃棄物処理事業の取扱い

時期	行動	担当班
初 動 期	・災害廃棄物の処理と並行して、それに係る国庫補助、交付金の事務を円滑に進めるために処理の実施記録や実績データなどの収集整理を行う必要があります。そのため、災害廃棄物の処理全般において、災害廃棄物の種類別の発生量、被災現場からの搬出量、仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量、処理量などの情報を記録します。これらの記録は、写真や図面、作業日報、計量結果、各種の契約関係書類とともに整理します。 ・搬出の車両種別、台数、ドライバーの人数などの事業関連データ、仮置場の写真記録などは可能な限り記録を残し、時系列で整理します。	まちづくり建設班
	・町内各地区の災害直後の被災状況の写真を記録、収集し、時系列で整理します。	税務班
	・気象状況、地震の震度図、震源の情報などの災害関連データを記録し、時系列で整理します。	事務局
応急対応期	※初動期と同じ	まちづくり建設班 税務班 事務局
災害復旧 ・復興期	※初動期と同じ	まちづくり建設班 税務班 事務局

第2節 災害廃棄物の処理体制の構築と運営

災害時には近隣市町村、関係団体等との協力、支援等による自区内処理を原則としますが、地震等大規模災害時の被災状況によっては、早期の復旧・復興を図るため、国、県等に協力支援を依頼します。災害廃棄物の処理体制の構築と運営を図4.2.1に示します。

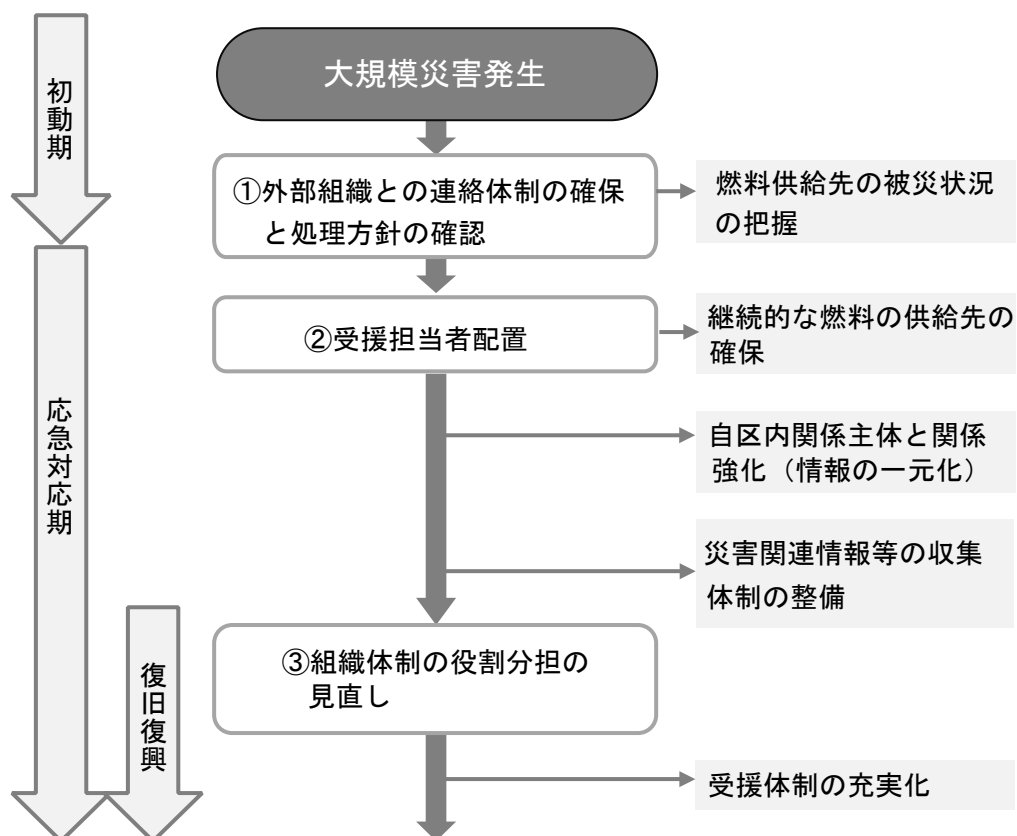


図4.2.1 災害廃棄物の処理体制の構築と運営

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）
第2節 災害廃棄物の処理体制の構築と運営

1. 自区内における関係主体との連絡体制の整備

自区内における関係主体との連絡体制の整備を表4.2.1に示します。

表4.2.1 自区内における関係主体との連絡体制の整備

時期	行動	担当班
初動期	・外部組織との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定します。また、情報手段の多重化により、情報連絡体制の充実化を図ります。	事務局 PT 総務調整担当
応急対応期	・災害廃棄物処理関係職員、関係行政機関、民間事業者団体が、定期的に一堂に会して対応することにより情報収集・連絡を行い、効果的に情報の一元化を図ります。	事務局 PT 総務調整担当
災害復旧 ・復興期	・迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集に努めます。	事務局 PT 総務調整担当

2. 広域処理体制（共同組織）

広域処理体制（共同組織）を表4.2.2に示します。

表4.2.2 広域処理体制（共同組織）

時期	行動	担当班
初動期	・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、本町単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告します。 ・本町単独での処理が困難な場合は県に支援要請します。	事務局 PT 総務調整担当
応急対応期	・県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築します。 ・広域処理エリア内の本町の役割分担を明確にし、それに必要な人員を本町において配置します。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担います。また必要に応じて、県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築します。	事務局 PT 総務調整担当
災害復旧 ・復興期	・県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築します。 ・県外自治体等と災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行います。	事務局 PT 総務調整担当

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第2節 災害廃棄物の処理体制の構築と運営

3. 災害廃棄物運搬処理にかかる燃料の確保

災害廃棄物運搬処理にかかる燃料の確保を表4.2.3に示します。

表 4.2.3 災害廃棄物運搬処理にかかる燃料の確保

時期	行動	担当班
初 動 期	・燃料供給先の被災状況を確認します。 ・協定に基づき燃料の確保が可能か確認します。 ・対応困難な場合は県等に支援を要請します。	企画財政班
応急対応期	・継続的な燃料の供給先の確保を図ります。	企画財政班
災害復旧 ・復興期	・応急対応期と同様に、継続的な燃料の供給先の確保を図ります。	企画財政班

4. 受援体制

受援体制を表4.2.4に示します。

表 4.2.4 受援体制

時期	行動	担当班
初 動 期	・応援側の現地本部として執務できるスペース（机・椅子・電話・インターネット回線等の提供を含む）や、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、応援側の駐車スペースを可能な限り提供します。 ・応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を基本とします。 ・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討します。 ・支援に当たり配慮すべき事項を別途整理し、関係資料に掲載していきます。	事務局 総務班
応急対応期	・支援担当者を設置します。 （地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン参照） ・業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努めます。	事務局 総務班
災害復旧 ・復興期	・支援が最大限に発揮される環境を整えます。	事務局 総務班

第3節 災害廃棄物の処理業務

災害廃棄物の処理業務を迅速かつ円滑にすすめるためには、被害状況の把握とともに災害廃棄物量の推計が重要なポイントとなります。

災害発生直後に推計する災害廃棄物の発生量は、処理全体の見通しを立てるための目安となります。処理の進捗に応じて、被害状況の情報を適宜更新し取り入れ、仮置場の保管量や処理実績量と解体撤去見込量を基に推計値の見直しを行います。災害廃棄物の処理業務を図4.3.1に示します。

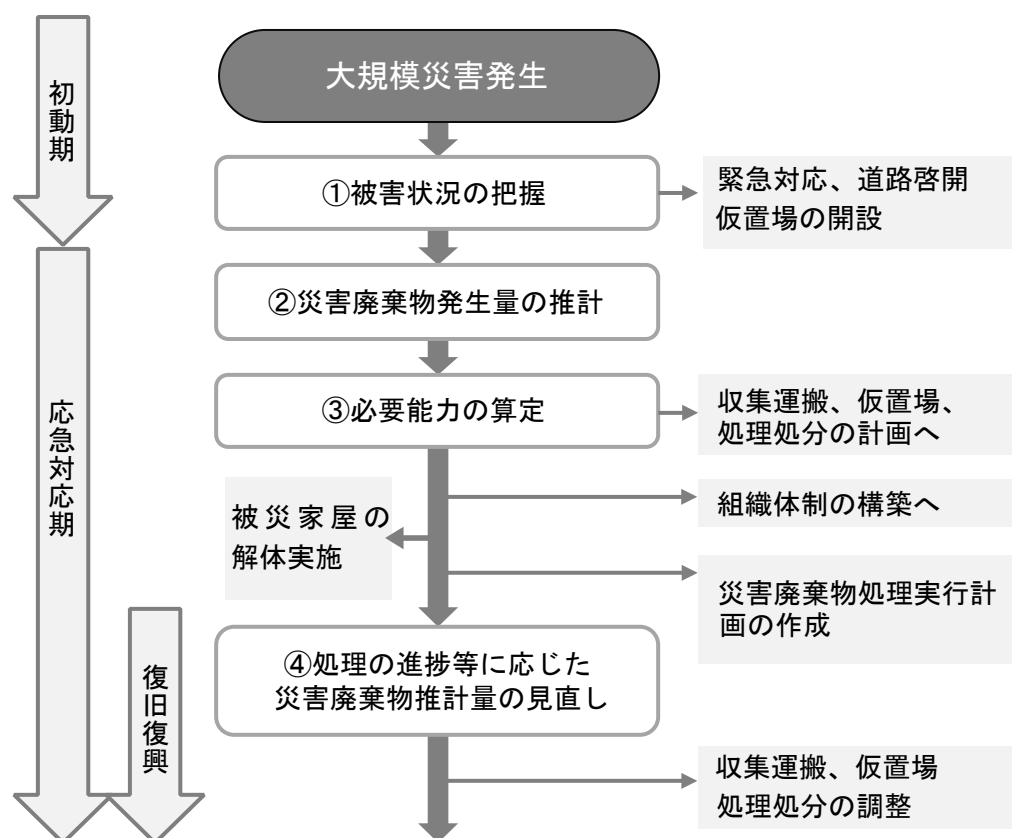


図4.3.1 災害廃棄物の処理業務

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第3節 災害廃棄物の処理業務

1. 災害廃棄物量の推計

災害廃棄物量の推定を表4.3.1に示します。

表 4.3.1 災害廃棄物量の推定

時期	行動	担当班
初 動 期	・発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行います。 ・発生量を推計するために被災家屋等の棟数や水害の浸水範囲を把握します。把握方法として、徒歩などによる現地確認や、水害の場合は人工衛星画像や航空写真等を用いる等により収集した情報をもとに、発生量を推計します。 ・災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計値、把握している被災家屋等の棟数や水害の浸水範囲について県に報告します。	環境資源班 まちづくり建設班
応急対応期	・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて処理見込み量を適宜見直します。 ・仮置場の保管量や処理実績等の進捗に応じて、災害廃棄物の発生の見直しを行い、県に報告します。	環境資源班 まちづくり建設班
災害復旧 ・復興期	・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、現況に即した係数を乗じて処理見込み量を適宜見直します。 ・仮置場の保管量や処理実績等の進捗に応じて、災害廃棄物の発生の見直しを行い、県に報告します。	環境資源班 まちづくり建設班

2. 仮置場の設置と運営

仮置場の設置と運営を表4.3.2に示します。

表4.3.2 仮置場の設置と運営

時期	行動	担当班
初 動 期	・被害状況を反映した発生量をもとに必要な面積の算定を行います。 ・仮置場の確保に当たっては、平時に選定した仮置場候補地を基本に設置を行います。災害時は落橋、水没等により仮置場へアプローチできないなどの被害状況を踏まえた判断・設置を行うことが必要です。また、可能な範囲でサンプリングなどを行い供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握します。 ・仮置場の管理・運営では、分別のための看板、廃棄物の山を適切に管理するための重機等が必要となるほか、搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等の人員が必要となります。 ・仮置場の廃棄物処理を円滑に推進するため、本町の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理は他の地方公共団体や民間事業者等への応援要請を検討します。 ・地域住民の生活環境への影響を防止するため、仮置場内又は周辺において、可能な範囲で大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、住民等へ情報提供します。特に、発災後、可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要です。 ・道路啓開に伴い仮置場を指定したのち、県、警察等に報告します。 ・仮置場への搬入・保管・搬出の状況（種類・数量等）を把握し、県に報告します。	まちづくり建設班
応急対応期	・仮置場の廃棄物が混合状態とならないよう、場内では分別排出・分別仮置き管理・指導を行います。 ・災害廃棄物の飛散防止策として、散水の実施及び仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置又はフレキシブルコンテナバッグに保管するなどの対応を検討します。 ・石綿を含む廃棄物が仮置場へ搬入された場合には、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月）」を参照して飛散防止措置を実施します。 ・仮置場において悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討します。薬剤の散布に当たっては専門機関に相談の上で実施します。 ・仮置場への搬入・保管・搬出の状況（種類・数量等）を把握し、県に報告します。	まちづくり建設班
災害復旧・復興期	※応急対応期と同じ	まちづくり建設班 税務班

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第3節 災害廃棄物の処理業務

3. 処理フローの設定

処理フローを表4.3.3に示します。

表 4.3.3 処理フロー

時期	行動	担当班
初 動 期	・ 処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、平時に作成した処理フローの設定（第3章第2節4参照）を参考に、被災状況を加味して処理フロー図を作成します。	まちづくり建設班
応急対応期	・ 処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させます。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には適宜処理フローの見直しを行います。	まちづくり建設班
災害復旧 ・ 復興期	・ 災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害対応期に作成した処理フローの見直しを行います。	まちづくり建設班

4. 民間処理施設等の活用

民間処理施設等の活用を表4.3.4に示します。

表 4.3.4 民間処理施設

時期	行動	担当班
初 動 期	・ 処理施設の被災状況を確認し、受入可能量の確認を行います。	まちづくり建設班
応急対応期	・ 一般的に、災害廃棄物の性状が平時の産業廃棄物として取り扱われている廃棄物と同一の性状のものが多点等に留意し、民間の産業廃棄物処理施設の活用等、民間の廃棄物処理事業者の経験、能力の活用を検討します。その際には、廃棄物処理法の災害時における廃棄物処理施設の活用に係る特例措置（第15条の2の5）の適用も検討します。	まちづくり建設班
災害復旧 ・ 復興期	・ 近隣施設の復旧状況の確認を行い、受入先の見直し検討を行います。	まちづくり建設班

5. 被災家屋の解体撤去

被災家屋の解体撤去を表4.3.5に示します。

表 4.3.5 被災家屋の解体撤去

時期	行動	担当班
初 動 期	・ 通行上支障のある被災家屋等を優先的に撤去するための検討を行います。 ・ 倒壊のおそれのある建物等を優先的に撤去するための検討を行います。 ・ 被災家屋の撤去は原則として所有者が実施することとしますが、緊急性や危険性等を考慮し、必要と判断される場合は、本町が主導し撤去（必要に応じて解体）を行う場合もあります。 ・ 石綿含有建材が使用されている被災家屋等の撤去（必要に応じて解体）が必要になった場合、迅速かつ適切な対応が必要です。	P T設計・契約担当
応急対応期	・ 被災家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、本町は所有者の意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置します。	税務班 P T設計・契約担当
	・ 被災家屋等の優先的な撤去（必要に応じて解体）については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定します。 ・ 申請を受け付けた被災家屋等については、図面確認及び現地確認などを行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を検討します。 ・ 被災家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、本町は申請受付（被災家屋等の所有者の意思確認）と並行して、事業の発注を行います。発災直後は、撤去（必要に応じて解体）の対象を倒壊の危険性のある被災家屋等に限定することも考えられます。 ・ 撤去（必要に応じて解体）する被災家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらいます。	P T設計・契約担当
災害復旧 ・ 復興期	・ 撤去（必要に応じて解体）を行う事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を指示します。撤去（必要に応じて解体）の着手に当たっては、被災家屋等の所有者の立ち会いを求め、撤去（必要に応じて解体）の範囲等の最終確認を行います。 ・ 撤去（必要に応じて解体）が完了した段階で撤去（必要に応じて解体）を行った事業者から報告を受け、物件ごとに現地立会い（申請者、被災市区町村、撤去（必要に応じて解体）事業者）を行い、履行を確認します。	P T設計・契約担当

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第3節 災害廃棄物の処理業務

6. 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の確保を表4.3.6に示します。

表 4.3.6 収集運搬体制の確保

時期	行動	担当班
初 動 期	・収集運搬体制の構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行います。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行います。 ・火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行います。	まちづくり建設班
	・平時から取り決めておいた片付けごみの分別排出のルール周知・徹底に努めます。	総務班
応急対応期	・災害廃棄物の撤去・運搬に向けて、近隣市町村の事業者の収集運搬能力、収集運搬機材・人員、燃料の確保方法について確認します。 ・本町で対応困難な場合は、県等へ支援を要請します。 ・意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、計画的に収集します。	まちづくり建設班
	・地域住民に収集運搬ルートと収集運搬時間の周知を行います。	総務班
災害復旧 ・復興期	・輸送による地域住民の生活環境への影響を調査します。生活環境への影響が懸念される場合は、保全措置をとります。 ・渋滞や交通安全、生活環境の面で改善の必要性がある場合には、収集運搬ルートや収集運搬時間の変更を検討します。	まちづくり建設班

第4節 避難所の生活ごみとし尿の対策

大規模災害時の生活ごみは、一般住宅から発生するもののほか、避難生活から発生する避難所ごみにも対応する必要があります。避難所ごみを含む生活ごみについては、プラスチック系ごみが増える傾向はあるものの、平常時の生活ごみ処理量と著しい差はないと考えられるため、既存の処理施設での処理が原則となります。

また、収集場所や収集運搬ルートについては、避難所ごみの特性から、通常のルートとは異なる対応を求められます。そのため、避難所運営班は避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて、収集保管場所を確保するとともに、環境資源班において収集運搬ルートを決定のうえ、収集運搬体制を構築します。

し尿処理については、避難所に仮設トイレが設置され、平常時水洗化世帯が避難所での仮設トイレを使用することによるし尿処理量の増加が想定されます。避難所の生活ごみとし尿の対策を図4.4.1に示します。

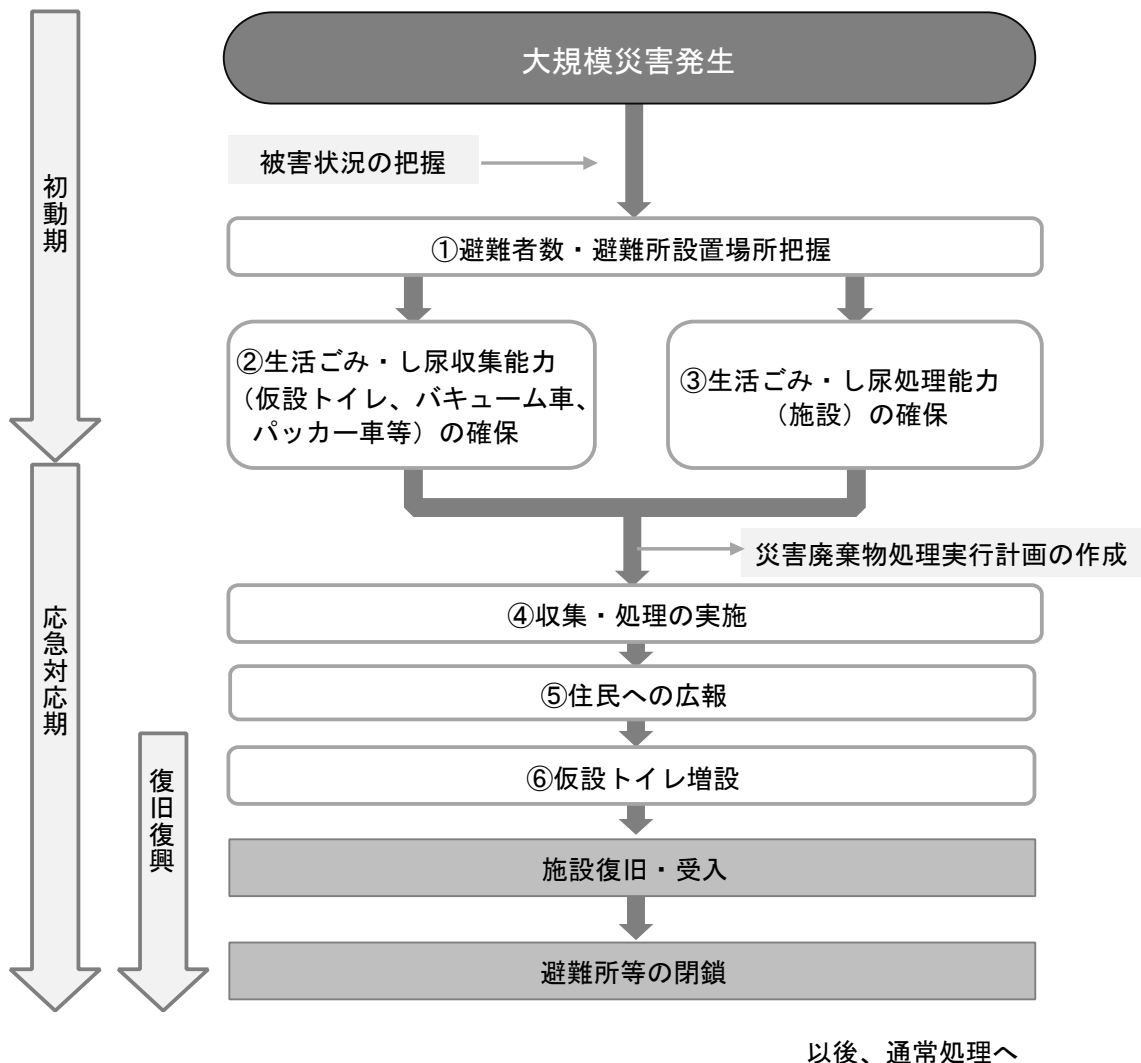


図4.4.1 避難所の生活ごみとし尿の対策

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）

第4節 避難所の生活ごみとし尿の対策

1. 避難所の生活ごみ対策

避難所の生活ごみ対策を表4.4.1に示します。

表4.4.1 避難所の生活ごみ

時期	行動	担当班
初 動 期	- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行います。 - 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、その対策が重要です。	環境資源班
	避難所において発生する注射針（特に、個人管理のインシュリン注射針）や血液が付着したガーゼなどの感染性廃棄物について、安全保管のための専用容器の設置・管理を行います。	避難所運営班
応急対応期	※初動期と同じ	環境資源班 避難所運営班
災害復旧 ・復興期	避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平時の処理体制へ移行します。	環境資源班

2. し尿対策

し尿対策を表4.4.2に示します。

表4.4.2 し尿

時期	行動	担当班
初 動 期	避難所における生活に支障が生じないよう、関係部局と連携し、必要な数の仮設トイレ（消臭剤、脱臭剤等を含む）や簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、マンホールトイレ（下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）を確保するとともに、収集体制構築のため仮設トイレ等の設置場所一覧を作成・整理します。	環境資源班
	避難所における仮設トイレの適切な設置と管理（清掃、消臭剤、脱臭剤の補充等）を行います。	避難所運営班
応急対応期	他の地方公共団体からの応援者、被災者搜索場所、トイレを使用できない被災住民等を含めた仮設トイレ設置体制を構築します。	環境資源班
	避難所における仮設トイレの適切な管理（清掃、消臭剤、脱臭剤の補充等）を行います。	避難所運営班
災害復旧 ・復興期	避難所の閉鎖にあわせ平時のし尿処理体制へ移行します。閉鎖された避難所については、仮設トイレの撤去を行います。	環境資源班

3. 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の確保を表4.4.3に示します。

表4.4.3 収集運搬体制

時期	行動	担当班
初 動 期	・ 避難所の開設状況、仮設トイレの設置状況を整理し、避難所ごみ及び仮設トイレし尿の収集運搬体制を検討・構築します。 ・ 久喜宮代衛生組合及び北本地区衛生組合と連携し、既存施設と収集運搬体制を活用して計画的に避難所ごみ及び仮設トイレし尿の収集運搬を行います。 ・ 久喜宮代衛生組合及び北本地区衛生組合の既存施設と収集運搬体制による対応が困難な場合は、必要に応じて、他の地方公共団体や民間事業者団体等に対し収集運搬の支援要請を行います。 ・ 腐敗性廃棄物等については優先的に収集を行います。	環境資源班
応急対応期	・ 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、避難所の閉鎖や仮設トイレの増設・撤去等を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行います。	環境資源班
災害復旧 ・ 復興期	※応急対応期と同じ	環境資源班

第5節 住民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民等の理解は欠かせないものです。被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報は、災害対策本部の総務班と調整し広報手段と内容を確認、情報の一元化に努め、必要な情報を発信します。住民等への啓発・広報を図4.5.1に示します。

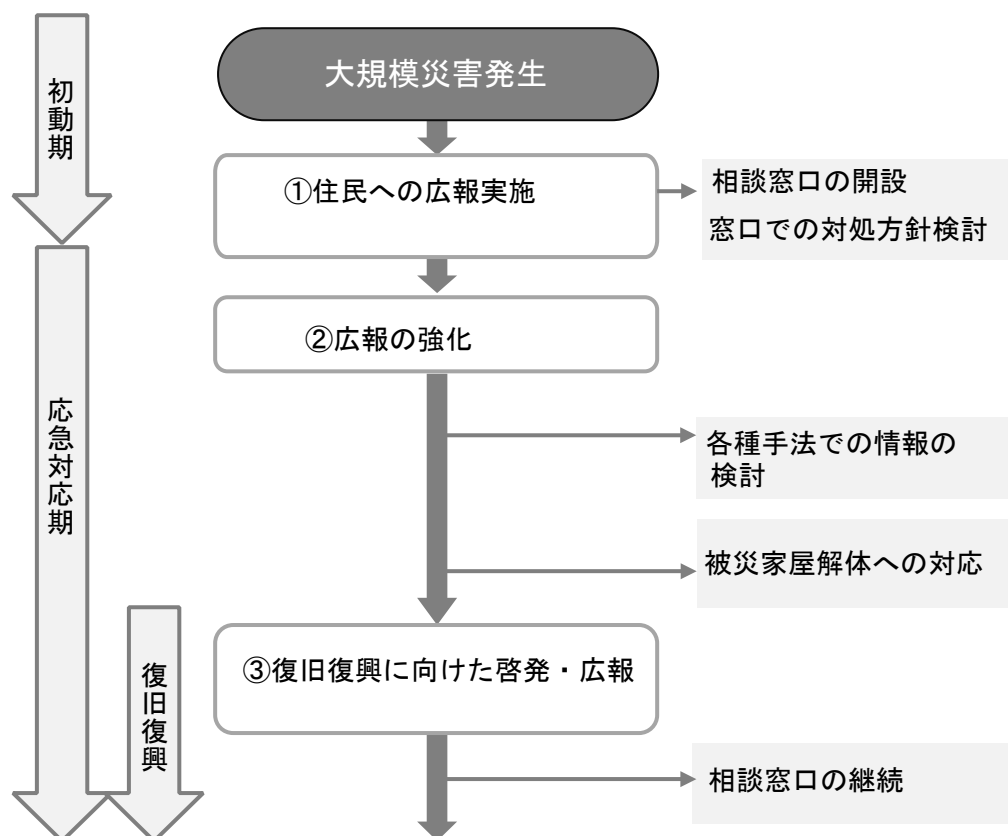


図 4.5.1 住民等への啓発・広報

1. 住民広報

住民広報を表4.5.1に示します。

表4.5.1 住民広報

時期	行動	担当班
初 動 期	- 以下の事項で啓発・広報を行います。 ①災害廃棄物の収集方法（収集の有無、排出場所、分別方法等） ②収集時期及び収集期間 ③住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） ④仮置場の場所及び設置状況 ⑤ボランティア支援依頼窓口 ⑥本町の問合せ窓口 ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野外焼却の禁止等の災害廃棄物に係る啓発・広報を行います。	総務班
応急対応期	便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定します。	まちづくり建設班
災害復旧 ・復興期	引き続き、広報紙や新聞、テレビ、インターネット等を活用して災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を広報します。	総務班

2. 相談窓口

相談窓口を表4.5.2に示します。

表4.5.2 相談窓口

時期	行動	担当班
初 動 期	被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、災害廃棄物の処理や建物解体・撤去等に関する相談に対応します。	総務班
応急対応期	被災家屋の解体・撤去に関する相談が寄せられることが想定されるため、対処方針を決定し対応します。	税務班 PT設計・契約担当
災害復旧 ・復興期	被災者等からの各種相談の受付を継続します。	総務班 税務班 PT設計・契約担当

第6節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画は、発災後、災害の実態に即して国の策定する「災害廃棄物の処理指針」を踏まえ処理主体となる本町が策定します。

災害廃棄物処理実行計画の策定に当たっては、県は本町に対し支援を行います。また、大規模災害で本町のみでは処理が困難であり、広域的な対応が必要となる場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行います。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進行に伴い、定期的に見直しを行います。災害廃棄物処理実行計画の策定を図4.6.1に示します。

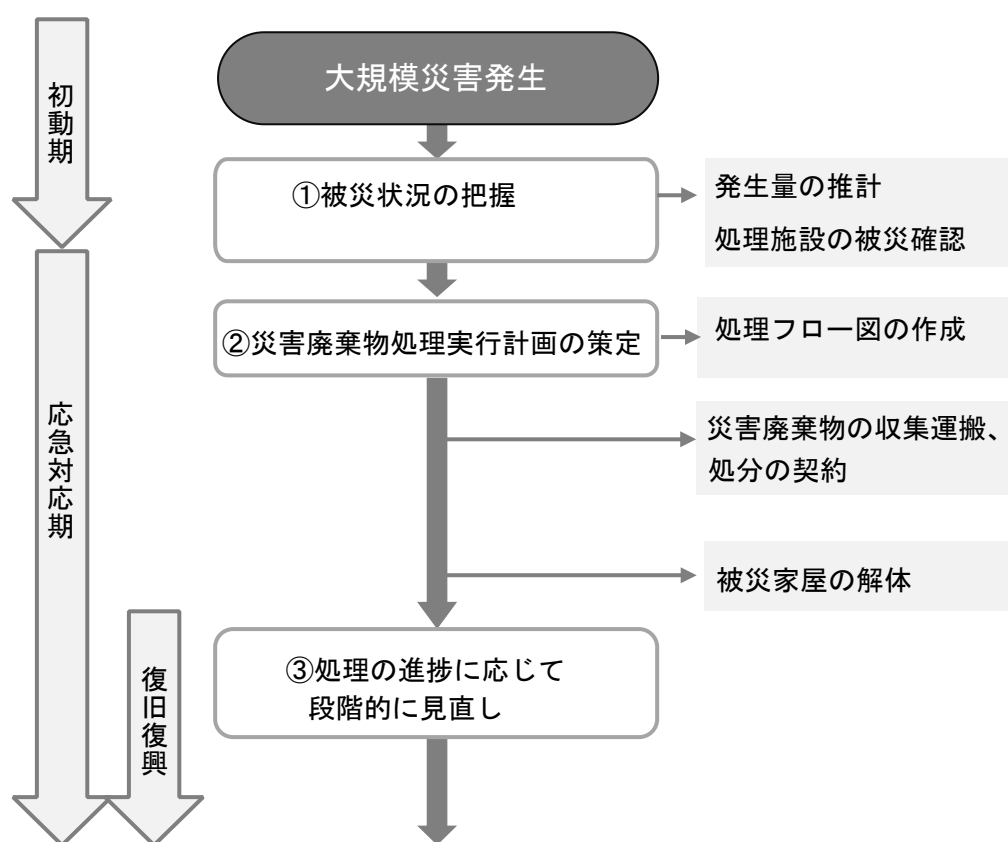


図4.6.1 災害廃棄物処理実行計画の策定

第4章 発災後の対応（初動期、応急対応期、災害復旧・復興期）
 第6節 災害廃棄物処理実行計画の策定

1. 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画を表4.6.1に示します。

表4.6.1 災害廃棄物処理実行計画

時期	行動	担当班
初 動 期	・町内や関係機関等の被災状況を把握し災害廃棄物の発生量の推計を行ないます。	まちづくり建設班 環境資源班
応急対応期	・本計画及び災害廃棄物処理実行計画策定マニュアルを基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握・勘案した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定します。 ・発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に実行計画の見直しを行います。	PT計画・補助金担当
災害復旧 ・復興期	・仮置場への搬入・搬出量、被災家屋等の撤去（必要に応じて解体）棟数、処分量などの量的管理に努め、実行計画の進捗管理を行います。 ・被害の詳細や災害廃棄物の処理に関する課題等が次第に判明するため、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行います。	PT計画・補助金担当

第7節 県への事務委託

1. 県への事務委託

県への事務委託を表4.7.1に示します。町から県への事務委託スキームを図4.7.1に示します。

表4.7.1 県への事務委託

時期	行動	担当班
初動期	・災害廃棄物は、一般廃棄物として町が処理することが原則ですが、被災状況や執行体制によっては、主体となって災害廃棄物の事務処理を行うことが困難と判断される場合も発生します。そのような場合は、地方自治法に基づき県に事務委託を要請することができます。	事務局
応急対応期	・県は、市町村などに代わって処理を行う場合、事務の委託（地方自治法252条の14）又は事務の代替執行（地方自治法252条の16の2）に基づいて実施します。本町から県への事務委託スキームを図4.7.1に示します。	事務局
災害復旧・復興期	・本町が主体となって災害廃棄物処理を行うことが困難と判断し、県に対して事務委託の要請を行った場合には、県が主体となって災害廃棄物処理を実施します。事務委託を行うに当たっては県と本町の事務分担を明確にします。	事務局

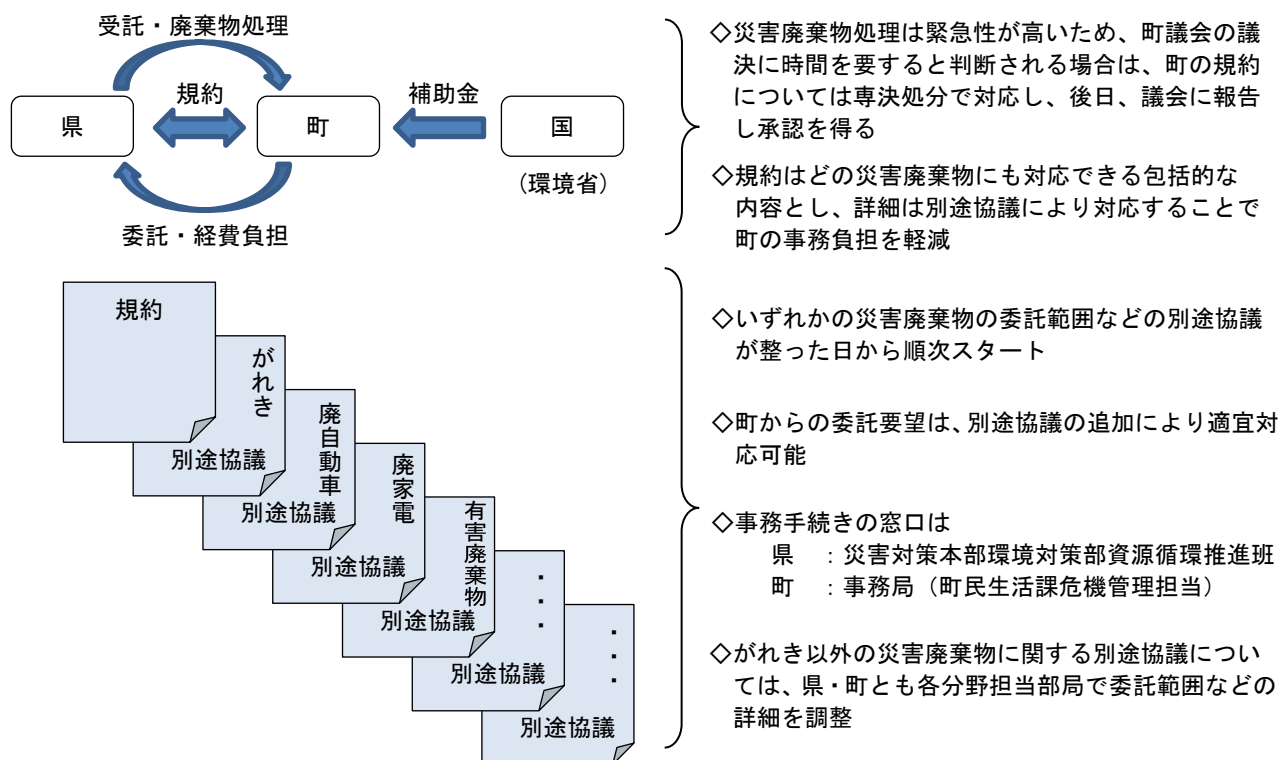


図4.7.1 町から県への事務委託スキーム